

改 正 案	現 行
<p>（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）</p> <p>第三十三条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が十人以上（中小企業者の場合は、五人以上）であること。</p> <p>二 移転型事業を行おうとする場合にあっては、前号の特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者であること。ただし、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に、特定集中地域にある他の事業所において常時雇用する従業員の数の減少が見込まれる場合にあつては、当該減少が見込まれる従業員の数の減少が見込まれる場合にあつては、当該減少が見込まれる従業員の数（その数が定年に達したことにより退職する者の数と自己の都合により退職する者の数の合計の数を超える場合には、その超える</p>	<p>（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）</p> <p>第三十三条 第三十三条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が十人以上（中小企業者の場合は、五人以上）であること。</p> <p>二 移転型事業を行おうとする場合にあっては、前号の増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特定集中地域にある他の事業所から転勤させる者であること。</p>

部分の数を控除した数)を限度として当該特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員を特定集中地域にある他の事業所から当該特定業務施設に転勤させる者とみなす。